

# 福田悪水土地改良区の組合員の方へ

## ～地区除外手続きの変更について(農地転用に伴う手続きです)～

(変更前)清須市役所または福田悪水土地改良区事務局で手続きが可能

(変更後)福田悪水土地改良区事務局でのみ手続きが可能

清須市役所では手続きができなくなります。

### 【必要書類】(従前と変更ありません)

- ① 農地転用等の通知書(位置図、公図を添付)
- ② 地区除外申請書
- ③ 意見書

※各様式は福田悪水土地改良区事務局及び福田悪水土地改良区ホームページより入手できます。

### 【手続き】

- ・上記①②③の書類を福田悪水土地改良区事務局へ提出・申請します。  
市街化区域は②のみです。
- ・発行された納付書にて決済金を納付します。  
納付場所:福田悪水土地改良区事務局、三菱UFJ銀行各支店
- ・意見書が発行されます。(市街化区域は発行されません)

《市街化調整区域》の場合 令和8年1月13日以降

農地転用許可申請書に意見書を添えて、清須市農業委員会へ申請

《市街化区域》の場合 令和8年3月25日以降

農地転用届出に決済金支払済み領収書の写しを添えて、清須市農業委員会へ届出

### 【注意点】

各手続きの変更時期は異なります。記載以前の手続きは従来通り清須市役所でも可能です。

各手続きは郵送でも可能です。福田悪水土地改良区事務局までお尋ねください。なお、郵送による申請で意見書が必要な場合は2週間程度の余裕をもって申請してください。

#### ※意見書について

申請者情報及び土地情報について記入したものを用意し申請してください。決済金納付後改良区にて押印いたします。

〈問合せ先〉

福田悪水土地改良区事務局  
稲沢市高御堂一丁目8番2号  
(国府宮駅の南西、徒歩5分)

TEL 0587-32-1016